

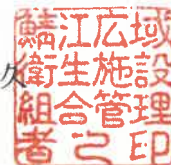
鯖江広域衛生施設組合告示第3号

鯖江葬斎場における葬斎施設使用料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令第158条第1項および鯖江市財務規則第45条第1項の規定により、葬斎施設使用料の徴収事務を委託したので、地方自治法施行令第158条第2項および鯖江市財務規則第45条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月1日

鯖江広域衛生施設組合
管理者 佐々木 勝



【葬斎施設使用料】

受託者 高砂炉材工業株式会社 代表取締役 高橋 一彰
東京都中央区日本橋本町三丁目2番13号
受託期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日
受託場所 鯖江葬斎場
福井県鯖江市三尾野出作町第1号1番地